

那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 那覇市上下水道局（以下「局」という。）において行う制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、見積る契約金額の100分の5（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額。単価による入札にあっては那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めた金額）の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(入札及び入札参加者の種類)

- 第3条** 入札は電子入札システムを利用して行う入札を「電子入札案件」といい、紙により行う入札を「紙入札案件」という。
- 2 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札する者を「電子入札参加者」といい、紙により入札する者を「紙入札参加者」という。
 - 3 電子入札案件への入札参加者は電子入札参加者とする。ただし、パソコンの不具合等により電子入札システムによる入札参加が困難な者は、紙入札参加承認願を提出し、紙入札参加者として入札に参加することができる。

(入札)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札書及び工事費等内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法をもって公告で指定された日までに提出しなければならない。

- (1) 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書等を提出するものとする。
 - (2) 紙入札参加者は、入札書等に必要な事項を記載のうえ記名押印し、郵送又は開札会場での入札箱への投函のうち公告で示す方法により入札するものとする。
 - (3) 紙入札参加者で郵送により入札を行う場合、封筒の表面に開札日時、対象入札案件名、入札者の業者番号、商号又は名称並びに代表取者名、電話番号、ファックス番号、担当者名を記載し、配達日指定郵便・配達証明郵便・一般書留郵便により、提出するものとする。
 - (4) 紙入札参加者で入札箱への投函により入札を行う場合に、代理人をもって入札しようとするときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 2 前項の規定による方法以外の方法により提出された入札書等は受理しない。

3 2通以上の入札書等を提出してはならない。

4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（提出した入札書等の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（工事費等内訳書）

第7条 入札案件が工事の場合、工事費等内訳書の内訳価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。

（開札等）

第8条 入札参加者のうち、開札の立ち合いを希望する者は立ち会うことができる。

2 総務課長は、入札参加者で開札に立ち会う者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 前2項の規定により立ち会った者のうち1人は、入札結果表に署名するものとする。

（落札候補者）

第9条 総務課長は、最低制限価格を設けない場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者、最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者を入札価格の低い者から順次に順位を付するものとし、順位が一位の者を落札候補者とする。

2 前項の場合において、順位が一位の者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。ただし、電子入札で行った入札案件については、電子くじにより順位を決定するものとする。

（入札参加資格審査）

第10条 落札候補者は、次に掲げる入札参加資格審査のための書類（以下「資格審査書類」という。）を、落札候補者となった日の翌日（那覇市の休日を定める条例（平成3年条例第33号）第1条に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）までに提出しなければならない。

（1）入札参加資格審査申請書

- (2) 入札案件が工事の場合最新の経営規模等評価結果通知書の写し
 - (3) その他管理者が必要と認めるもの
- 2 管理者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- 3 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行う。

(落札者又は入札参加資格要件不適格者の決定)

第11条 管理者は、前条第2項の規定による審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定するものとする。

- 2 管理者は、前項の決定について落札者に対し、口頭、文書又は電子入札システム等により通知するものとする。
- 3 管理者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、文書又は電子入札システムにより通知するものとする。

(入札参加資格不適格者に対する説明)

第12条 前条第3項の規定による通知を受けた者で不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、管理者に対して説明を求めることができる。

- 2 前項の規定による説明を求める場合は、説明申立書を総務課に提出しなければならない。
- 3 管理者は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、回答書により回答するものとする。
- 4 前3項に規定する説明申立ては、前条第1項の落札者の決定を妨げない。

(入札書等の不受理)

第13条 郵便入札での入札書等の提出は配達指定日に局に届くようにし、配達日以外の日には到達した入札書等は、理由の如何を問わず受理しないものとする。

(入札書等の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札日まで(開札日を含む。)に有効期限が切れるICカードを使用して行った入札
- (2) 入札案件名の記載がない、又は公告と一致しない入札書等
- (3) 紙入札の場合、金額又は¥記号の記載がない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札書
- (6) 予定価格を超える入札金額が記載された入札書
- (7) 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書等
- (8) 局及び那覇市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印と

いずれかが異なる入札書等。ただし、既に株主総会や法人登記等に変更がされている場合は、その限りでない。

- (9) 作成年月日の記載のないもの又は誤りのある入札書等
- (10) 発注者名の記載が誤っている入札書等
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書等
- (12) 入札案件が工事の場合、工事費等内訳書が同封又は添付されていない入札書
- (13) 2通以上の入札書又は2通以上の工事費等内訳書による入札
- (14) 工事費等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
- (15) 未記入など不備がある工事費等内訳書が同封又は添付された入札書
- (16) 入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等
- (17) 虚偽の記載がされた入札書等
- (18) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書等
- (19) その他入札の条件に違反した者が提出した入札書等

(落札後の手続)

第15条 落札者は、第11条第2項の通知を受けた日から7日以内に契約保証金を納付し、契約書その他の契約に必要な書類を提出しなければならない。

(落札者が契約を締結しない場合)

第16条 落札者が、第11条第2項の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失い、入札保証金は、局に帰属するものとする。

(入札の取りやめ等)

第17条 管理者は、入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等のおそれがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。